

里親募集

わたしたちに、できること

特別な人しかできない？
そんなことはありません
あなたにあったカタチがあります

あたりまえの毎日を
子供たちに届けたい

里親制度に関心がある方、里親になることを希望される方は
こども家庭センター 又は 児童相談所にお問い合わせ下さい。



広島県西部
こども家庭センター
☎082-254-0381

・呉市・竹原市・大竹市・東広島市
・廿日市市・安芸高田市・江田島市
・北広島町・安芸太田町・府中町
・海田町・坂町・熊野町・大崎上島町

広島県東部
こども家庭センター
☎084-951-2340

・三原市・尾道市・福山市・府中市
・世羅町・神石高原町

広島県北部
こども家庭センター
☎0824-63-5181

・三次市・庄原市

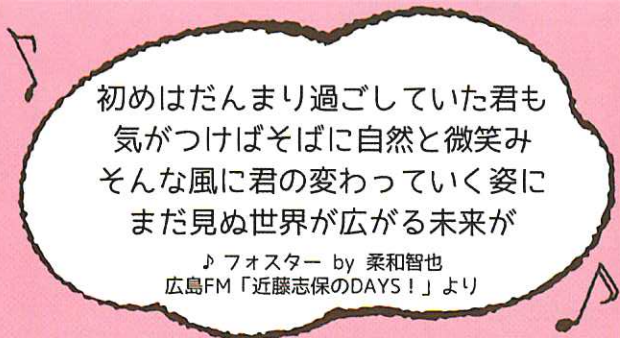


広島市
児童相談所
☎082-263-0694

・広島市



里親 web ページを開設しました



初めはだんまり過ごしていた君も
気がつけばそばに自然と微笑み
そんな風に君の変わっていく姿に
まだ見ぬ世界が広がる未来が

♪ フォスター by 柔和智也
広島FM「近藤志保のDAYS!」より

里親制度のテーマソングです。Webページで視聴できます。

広島県里親制度

知ってください 里親制度

検索



※ 詳しくはケータイ、スマホからご覧いただけます。▶

あなたに合ったカタチで、 里親デビューしませんか

子育て未経験OK

資格不要

子供の養育費など支給あり

里親の種類

養育里親

一定期間、一緒に暮らし育てる
様々な事情で家族と一緒に生活できな
い子供を家庭で育てる。



養子縁組里親

養子縁組の成立に向けて親子の絆を育む
将来的な養子縁組を
前提として、養子縁組
が成立するまでの間、
里親として子供を家庭
で育てる。



親族里親

里親制度を活用して親族が育てる
両親が死亡や行方不明などで養育でき
なくなった場合に、子供の親族(祖父母、
兄弟など)が家庭で育てる。



専門里親

専門の研修を受けた里親
養育里親のうち専門知識をもって特に支
援が必要な子供を家庭で育てる。



ふれあい里親・ホリデー里親

子供と一緒に過ごす休日を
夏休みや冬休みなど、児童福祉施設で
生活する子供を預かり家庭で過ごす。



里親になるまで <里親申請の手続きと手順>

- 1 相談** 里親について、何でもご相談ください
里親制度の説明をします。わからないこと、不安なことは何でも
ご相談ください。里親認定申請の案内もします。
- 2 申請・調査** 家庭訪問にまいります
里親認定申請をされた場合、こども家庭センター(児童相談所)
職員が家庭を訪問し、家庭の状況や子育ての考え方などをお伺
いします。また、お住まいの地域の児童委員の意見も聞取ります。
- 3 研修** 里親の基本をレクチャーします
こども家庭センター(児童相談所)が実施する研修を受けて
いただきます。
- 4 審査** 里親になっていただけるかを判断します
社会福祉審議会で里親の適格性の審査をします。
- 5 認定・登録** 里親として登録します
審査により里親として適格とされた方は、里親名簿に登録さ
れます。
- 6 委託の打診** 里子との出会いです
委託を検討する子供についての情報が紹介されます。子供
との生活をイメージしながら、受けるかどうかを決めていた
できます。
- 7 面会・交流** 交流がはじまります
はじめはこども家庭センター(児童相談所)職員も立ち合い、
子供と面会をします。その後、外出等を繰り返し、里親家庭で
の外泊と交流を進めていきます。
- 8 委託** いよいよ里親デビューです
里親家庭での外泊日数を増やしていき、最終的な検討を行
います。子供と里親の双方の様子を見て委託へとすすみます。

こんなカタチの里親もあります

子供の力になりたい ~短期間育てる養育里親さん

たとえば1週間、あなたの家庭を必要とする
赤ちゃんがいます。
たとえば1か月、あなたのお宅から通えれば
転校しなくてすむ小学生がいます。
困っている親子を、手助けしてもらえませんか?

Q&A

Q. 里親と養子縁組はどう違うの?

A. 養子縁組と里親制度は、保護を必要としている子供に家庭の養育
を提供するという共通点がありますが、制度には違いがあります。
里親は、子供との間に法律上の親子関係は結ばず、生みの親から
預かって必要な期間養育するものです。一方、養子縁組は、法律上
の親子関係を結んで、一生家族として暮らすものです。従って、養
子縁組を前提とした里親の場合も、養子縁組が成立するまでの間
は児童相談所の委託により里親として養育することになります。

「もう少し知りたい」「詳しく聞いて考えたい」など少しでも興味のある方は、
ぜひこども家庭センター又は児童相談所にお問合せ下さい。